

日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会規約

2021 年 12 月 15 日

(名称)

第 1 条 本会は、日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会と称する。

(設置目的)

第 2 条 本会は、中国において、日中国交正常化 50 周年を記念し日中間の相互理解及び友好交流の促進を図るための事業（以下「日中国交正常化 50 周年記念事業」という。）を円滑かつ適切に実施するためにこれを設置する。

(業務)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 2022 年に北京において日中国交正常化 50 周年記念事業の一環として行う予定の中核的事業に必要な資金を確保するための寄附金の呼び掛け
- 二 前号の中核的事業に係る企画及び運営
- 三 中国各地において実施される日中国交正常化 50 周年記念事業に係る情報収集及び広報
- 四 その他中国内における日中国交正常化 50 周年記念事業の円滑かつ適切な実施に関連する業務

(委員)

第 4 条 本会は、中国日本商会、北京日本倶楽部又は北京に所在する日本政府関係機関を代表する委員により構成される。

(会長、副会長及び名誉会長)

第 5 条 本会は、会長が会議を招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、中国日本商会会長がこれを務める。
- 3 会長の職務を補佐し、会長不在の際にその職務を代行するため、本会に副会長を置く。
- 4 本会に名誉会長を一人置き、駐中華人民共和国特命全権大使がこれを務める。

(意思決定)

第6条 本会は、出席委員の多数決により意思決定を行う。

2 委員の代理出席はこれを認める。

3 書面での会議開催は、これを有効なものとする。

(小委員会)

第7条 第3条第1項第2号に掲げる業務を適切に行うため、本会に中核的事業企画運営小委員会を置く。

2 第3条第1項第3号に掲げる業務を適切に行うため、本会に広報小委員会を置く。

3 中核的事業企画運営小委員会及び広報小委員会の委員は、会長がこれを指名する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、中国日本商会事務局がこれを務める。

2 本会の運営に必要な経費は、中国日本商会がこれを負担する。

(以上)